

宮古島市農地賃借料情報

改正農地法の施行（平成21年12月15日）に伴い、従来の「標準小作料制度」が廃止されました。これに代わり、毎年1月から12月までの間に締結された賃貸借契約の実績をとりまとめ、農地賃借料情報として提供することになりました。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご活用下さい。

◆令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

普通畑（10aあたり）

宮古島市全域	平均額	最高額	最低額	データ数
基盤整備地区	11,423 円	25,265 円	4,000 円	156 件
未整備地区	7,015 円	23,500 円	4,000 円	235 件

※基盤整備地区＝土地改良整備地

※なお、この「賃借料情報」は今まで制定されていた「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。

※賃借料は対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者同士で設定して下さい。